

滋賀県公安委員会 《教習所を卒業して》学科試験・適性試験の受験手続

(2019年6月21日)

免許取得までの流れ

- ・ 運転免許申請書を作成→・免許センターで学科、適性試験受験→・免許証交付

【滋賀県以外の教習所を卒業した方】

次のいずれかの方法で申請書を作成し、運転免許センターで受験してください。

- ・ 申請書をダウンロードする方法・・・ページ内の「申請書のダウンロード」コーナーから運転免許申請書をダウンロードし、自宅などで作成することができます。
- ・ 滋賀県内の警察署で申請書を作成する方法・・・県内の警察署の窓口下記「必要なもの」を持参して、運転免許申請書を作成してください。

受付時間等

県内警察署の受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8時30分～16時30分	○	○	○	○	○	×	×

* 祝日、休日、年末年始の休日(12月29日～1月3日)は受付をしていません。

* 警察署での申請は、住所地を管轄する警察署だけでなく、県内のどこの警察署でも受付できます。(交番、駐在所除く)

運転免許センター(守山市、米原市)で受験

- ・ 運転免許センターで学科試験・適性試験(視力、運動能力等)を受験してください。
- ・ 運転免許センター(守山市)で受験する場合、予約は不要です。
- ・ 運転免許センター(米原市)で受験する場合は、滋賀県内の警察署で予約をしてください。(受験日当日の予約は出来ません。)
- ・ 電話、メールによる予約はできません。
- ・ 祝日、休日、年末年始の休日(12月29日～1月3日)は受付をしていません。

免許センター

	受付場所	時間	月	火	水	木	金	土	日
守山市	午前8時30分～9時00分		○	×	○	×	○	×	×
守山市	午後1時00分～1時30分		×	○	×	○	×	×	×
米原市	午前8時30分～9時00分		×	○	×	×	○	×	×

→免許センター(守山市、米原市)の試験当日の流れをご覧ください。

免許証交付

- ・ 学科試験、適性試験に合格した方には、原則当日、免許証を交付します。
- ・ 免許証交付時刻は下記を参考にしてください。
- ・ 免許証の交付は、混雑時や不測の事態により、遅れたり後日交付となる場合があります。

免許センター

場所	対象者	免許証交付予定時刻
守山市	午前の学科試験合格者	午後3時30分頃
守山市	午後の学科試験合格者	午後5時30分頃
米原市	午前の学科試験合格者	12時00分頃

必要なもの

* 警察署で申請書を作成する際は、[A]の書類を持参してください。

* 免許センターで手続当日は、[A][B]の書類が必要です。

[B]運転免許申請書(作成方法は、上記「運転免許申請書を作成」をご覧ください。)

[A]教習所が発行した卒業証明書 *有効期限は、当該技能検定に合格した日から起算して1年です。

[A]運転免許証(他の種類の免許をお持ちの方)

[A]仮免許証(お持ちの方)

[A]本籍地(外国人の方は国籍等)が記載された住民票1通(運転免許証のない方)

[A]本人確認書類(運転免許証のない方は住民票以外に次のいずれか一点で、有効なもの。コピーは不可)

*健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カード(通知カードは不可)、官公庁が発行した免許証等

[A]申請用写真

*縦 3cm、横 2.4cm、無帽（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者を除く）、無背景、正面、上三分身、申請前 6 か月以内に撮影されたもの

[B]眼鏡等（必要な方）

[B]印鑑（認印）

[A]取消処分者講習終了証書（当該講習を受講した方。受験日から過去 1 年以内に受講したものに限り）
手数料

*下記手数料分の「滋賀県警察関係事務手数料証紙」を警察署又は免許センターで購入してください。

- ・ 試験手数料（警察署または免許センターでお支払いください）
- ・ 大型二種・中型二種・普通二種免許・・・1,700 円
- ・ 大型一種・中型一種・準中型免許・・・1,550 円
- ・ その他の免許・・・1,750 円
- ・ 免許証交付手数料（免許証交付の際に必要）
- ・ 2,050 円（免許種別が増す毎に 200 円追加）

注意事項

- ・ 「住民票」は、個人番号が記載されていないものにしてください。
- ・ カラーコンタクトレンズについて・・・視力矯正機能のないレンズは、適性試験時に外していただきます。また、視力矯正機能の有無にかかわらず免許証写真の撮影時には外していただきます。

申請書のダウンロード

申請書をお持ちでない方は、あらかじめ運転免許申請書を作成し、運転免許センターに持参してください。

*申請書はダウンロードして作成する方法のほか、滋賀県内の警察署の窓口で「必要なもの」を持参して作成する方法があります。上記「免許取得までの流れ、運転免許申請書の作成」をご覧ください。

【ダウンロード及び作成時の注意】

- ・ 申請書の種類を間違えないでください。
- ・ A4 サイズでカラーの片面印刷をしてください。
- ・ 記載例を参考にもれなく作成してください。（黒または青のボールペンで記入、消せるボールペンは不可）
- ・ ダウンロード申請書の最終ページに掲載されている「必要書類等チェック表」を活用し、必要書類に不備がないようにしてください。

→運転免許申請書のダウンロードはこちら

https://s-kantan.jp/pref-shiga-u/offer/offerDetail_initDisplay.action?tempSeq=2500



免許センター（守山市、米原市）の試験当日の流れ

*以下は基本的な流れです。混雑時など諸事情により変更される場合があります。

【運転免許センター（守山市）】第一別館

・登録カード作成→・質問票の記入→・試験手数料証紙購入→・受付→・適性、学科試験→・結果発表→・免許証交付手数料証紙の購入→・免許証用写真撮影→・免許証交付

【運転免許センター（米原市）】

・質問票の記入→・試験手数料証紙の購入（7番窓口）→・受付（2～5番窓口）→・学科試験→・結果発表→・登録カード作成→・適性試験→・免許証交付手数料証紙の購入→・免許証用写真撮影→・免許証交付

・ 「登録カード」は免許証の偽造・不正使用を防止するためのものです。受験当日に免許センターで作成してください。

・ 「質問票」は、運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気などに関して回答するものです。受験当日に記入してください。

お問い合わせ

滋賀県警察本部交通部運転免許課

電話番号：077-585-1255